

魅力ある十日町市立中学校づくり方針 (案)

令和8年8月
十日町市教育委員会

はじめに

<方針策定の背景>

十日町市では、少子化の進行や学校施設の老朽化など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、将来にわたり子どもたちに質の高い教育環境を安定的に提供していくことが求められています。中学校教育においては、多様な仲間との関わりの中で学び合い、社会性や主体性を育むとともに、これからの時代に必要な資質・能力を確実に育成していく必要があります。(図1参照)

このような取組は、十日町市のまちづくりの方向性とも密接に関わります。本市では、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第三次十日町市総合計画前期基本計画において「雪と生きる。大地に遊ぶ。未来を創造するまち とおかまち」を目指すまちの姿としています。そのもとで「人にやさしいまちづくり」など4つの基本方針に基づき各種施策を展開しています。学校教育については、同計画期間において「ふるさとに遊ぶ。共に生きる。自ら創る。」を十日町市の目指す学校教育の姿として位置付け、今後の方向性を示しています。本方針はこの考え方を踏まえて策定するものです。

十日町市には、豪雪とともに暮らす中で培われてきた知恵や忍耐力、人とのつながりがあります。また、日本遺産にも認定されている豊かな自然環境、縄文文化や着物文化などの歴史文化遺産、大地の芸術祭などのアート作品など、全国に誇ることのできる地域資源が数多くあります。これらは、単なる地域の特色にとどまらず、子どもたちの感性や創造力、他者と協働して未来を切り拓く力を育む大切な教育資源でもあります。本方針では、これらの十日町市ならではの学びの環境を生かしながら、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、地域や社会に主体的に関わることのできる生徒の育成を目指します。

こうした背景をもとに、「十日町市立中学校のあり方検討委員会」から「十日町市立中学校のあり方についての提言」(以下、「提言」という。)を受け、地域説明会や児童生徒へのアンケートにより広く意見を聴くとともに「十日町“みんなの学校”プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)における議論をとおして委員の意見等を積み上げながら、新たな中学校の姿について検討を進めてきました。

巻末資料4, 5 参照

<本方針により目指すもの>

本方針は、これまでの学区再編についての議論を基盤として、本市が目指す教育の姿とその実現のために必要な教育環境の整備の方向性を示すものです。教育内容の充実と学校運営の質の向上を一体的に進めることにより、すべての生徒が安心して学び、自分の可能性を伸ばすことができる学校づくりを目指します。

また、中学校の再編は、教育環境の質の向上と持続可能な学校運営の両立を図る観点から、計画的に進める必要があります。そのため、児童生徒、保護者、地域の皆さまの理解と協力のもと、丁寧な説明と対話を重ねながら合意形成を図っていきます。

本方針のもと、子どもたちが多様な個性を持つ仲間とともに学び、支え合いながら成長できる「魅力ある中学校づくり」を地域とともに着実に推進していきます。

魅力ある十日町市立中学校づくり方針(案)

目次

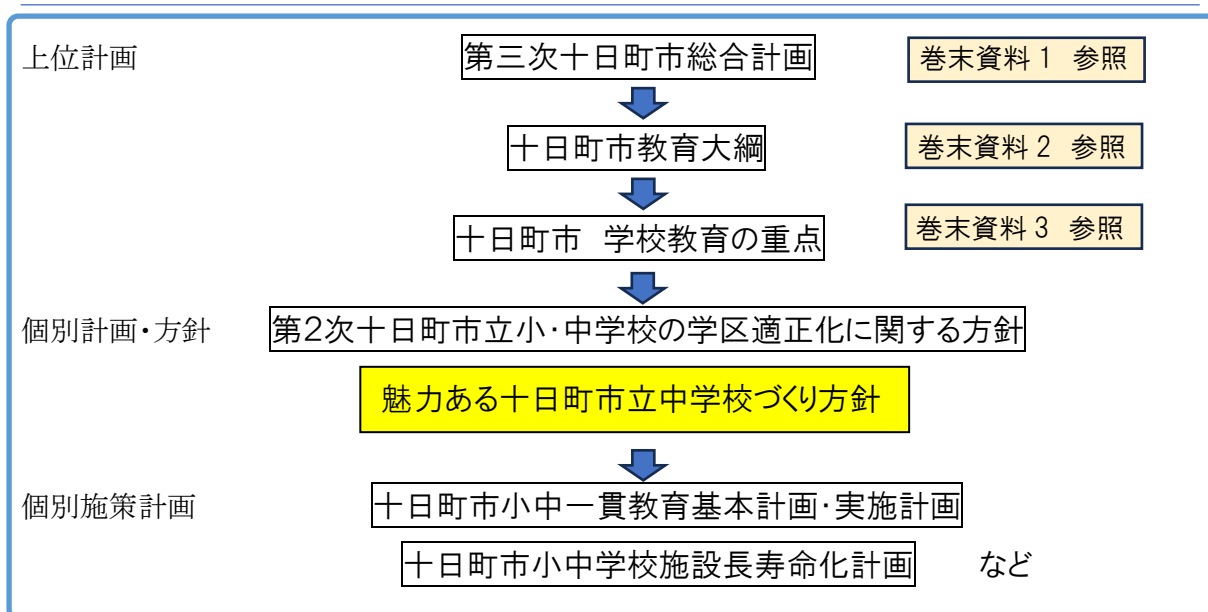
1. 魅力ある十日町市立中学校づくり方針の概要	1
(1) 本方針の位置付け	1
(2) 本方針の期間	1
(3) 中学校の学区再編に向けたこれまでの検討経過	1
2. 十日町市が目指す教育の姿	2
(1) 育てたい子どもの姿(生徒の育成像)	2
(2) 新しい学校で大切にしたいこと	3
3. 多様な学びの充実	4
(1) 授業づくりに関する取組	4
① 主体的・対話的で深い学び等の推進	4
② 個別最適な学びと協働的な学び	5
(2) 多様な学びを支える教育体制・重点的な取組	5
① 小中一貫教育の推進	5
② 特別な支援が必要な生徒の学びの充実とインクルーシブ教育の推進	6
③ キャリア教育の推進	6
4. 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備	6
(1) 必要な教育体制	7
(2) 必要な学校施設等	7
5. 学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等)	8
(1) 働きやすく充実した指導ができる体制	8
(2) やりがいを持って働ける環境づくり	8
(3) 学びのサポート体制	8
6. 地域や社会との連携・協働の体制	9
(1) コミュニティ・スクールの推進	9
(2) 地域学校協働活動と交流の場づくり	9

7. 学校建設や運営における費用対効果の検討	10
8. 新たな中学校の配置	11
(1)通学方法	11
(2)学校立地の選定	11
(3)新しい中学校の学区編成	13
9. 結びに(新しい中学校づくりを進めるにあたり)	15
【巻末】＜参考資料＞	15
10. 資料編	
十日町“みんなの学校”プロジェクト設置要綱	17
十日町“みんなの学校”プロジェクト委員名簿	19
十日町“みんなの学校”プロジェクト開催経過・協議内容	20
十日町“みんなの学校”プロジェクト配布資料	21

1

魅力ある十日町市立中学校づくり方針の概要

(1) 本方針の位置づけ



(2) 本方針の期間

本方針の期間は、令和8年度(2026年度)から5年間とします。ただし、第三次十日町市総合計画基本計画及び教育大綱等の改訂があった場合は、同様に改訂することとします。

(3) 中学校の学区再編に向けたこれまでの検討経過

令和元年 5月 第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針 策定

令和3年 7月 学区適正化方針アンケート実施(未就学児を含む全保護者)

令和4年 3月 十日町市地域自治組織連絡協議会が協議結果提出 → 中学校は見直し必要

令和4年11月 十日町市立中学校のあり方検討委員会設置 提言依頼 (会議18回開催)

令和6年 3月 十日町市立中学校のあり方についての提言提出

令和6年 6月 十日町市立中学校のあり方についての提言 地域説明会開催 (15回開催)

令和6年12月 中学校の学区再編協議を行うための研究会開催 (会議4回開催)

令和7年 2月 中学校の学区再編協議を行うための地域との意見交換会開催 (12回開催)

令和7年 8月 十日町“みんなの学校”プロジェクト設置 (会議11回開催)

令和7年12月 魅力ある十日町市立中学校づくりに向けた児童生徒アンケート実施

令和8年 6月 「十日町“みんなの学校”プロジェクト」による「魅力ある十日町市立中学校づくり方針(素案)」提出

2 十日町市が目指す教育の姿

(1) 育てたい子どもの姿(生徒の育成像)

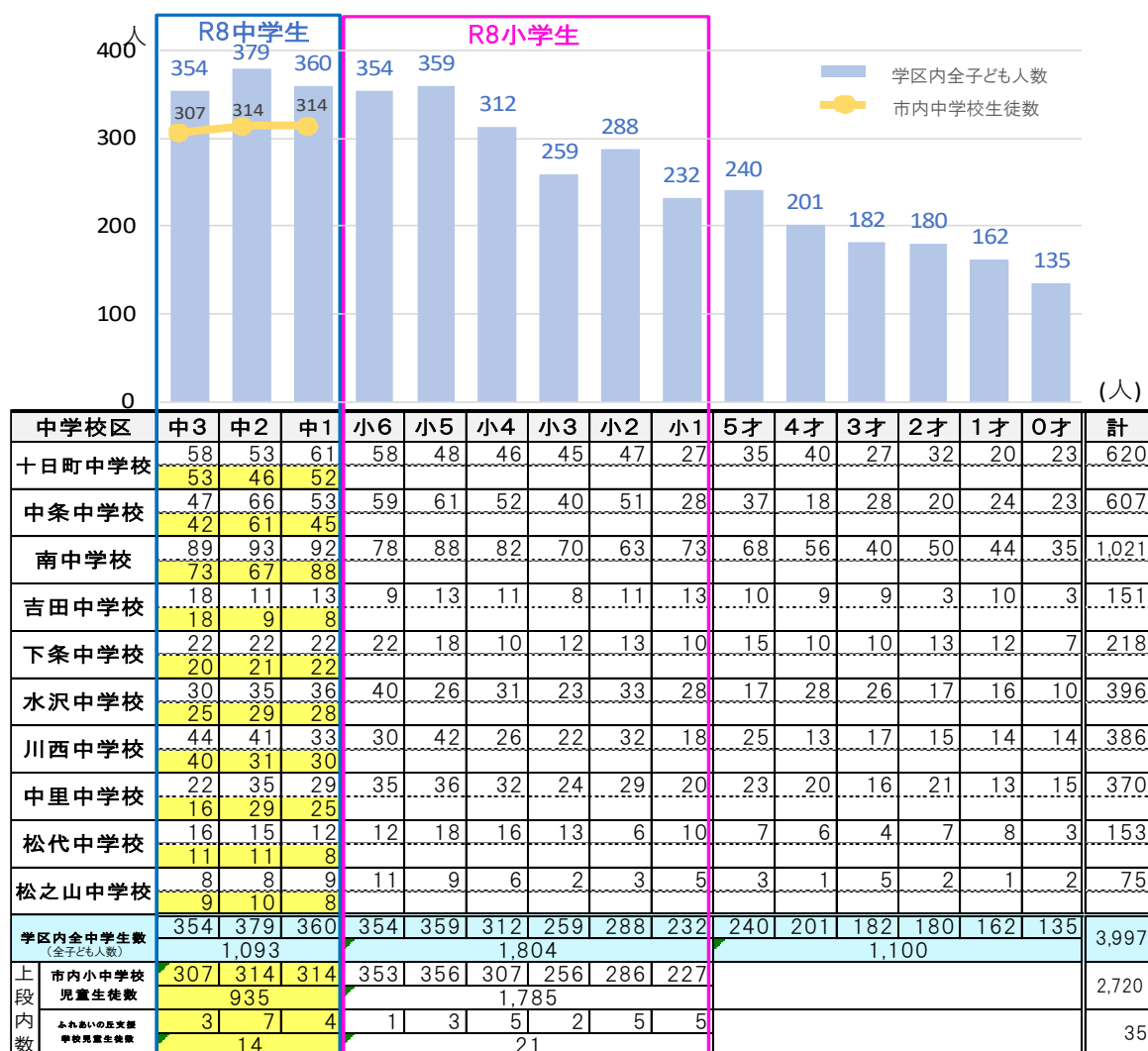
十日町市が目指す子どもの姿は、提言にも示されているとおり、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感を高め、自分のよさや可能性を認識しながら主体的に成長しようとする生徒です。

また、集団の中で多様な考えに触れ、互いを認め合い、協力し合いながら、思考力・表現力・判断力や問題解決能力を高めるとともに、コミュニケーション能力や責任感を備えた主体的・協働的に行動できる生徒です。

さらに、これからの社会を生きる基盤となる確かな学力を身に付けるとともに、探究的な学びをとおり、地域や社会に主体的に関わり、変化の激しい社会をよりよく生きるために必要な資質・能力を身につけた生徒です。

こうした生徒の育成に向け、学校・家庭・地域が連携し、次代を担う子どもの育成に取り組んでいきます。

図1 参考:令和8年度 十日町市中学校区内子どもの人数・市内中学校生徒数



(2)新しい学校で大切にしたいこと

＜未来を切り拓いていく力を育む教育＞

新しい学校においては、前項で示した「育てたい子どもの姿」の実現に向けて、生徒一人ひとりが安心して自分らしく学び、仲間や地域と関わりながら主体的に未来を切り拓いていく力を育む教育を大切にします。その基盤として、互いを認め合い、教職員や友だちなどに安心して相談できる関係性のもとで、協力しながら成長できる明るく楽しい学校づくりを進めます。

＜親和性の高い学校づくりの推進＞

このため、十日町市がこれまで推進してきた「居心地のよい学級づくり」(*1)を一層発展させ、教職員と生徒との信頼関係を基盤とした親和性の高い学校づくり(*2)を推進します。これにより、自己肯定感・自己有用感の育成を進めるとともに、学力の向上と不登校の未然防止やいじめの早期認知・組織的対応の充実を図ります。

＜主体的・対話的で深い学び・インクルーシブ教育等の推進＞

また、基礎・基本の確実な定着を図る教科指導を土台とし、主体的・対話的で深い学び(*3)に向けて個別最適な学び(*4)と協働的な学びを一体的に推進します。これにより、生徒の主体性や課題解決能力、コミュニケーション能力や社会性の育成を図ります。あわせて、多様性を認め合うインクルーシブな教育(*5)環境のもとで、生徒一人ひとりの教育的ニーズ(*6)に応じた支援を行い、安心して学び続けることができる学校づくりを進めます。

＜キャリア教育の推進＞

さらに、地域資源や人材を生かした学習とキャリア教育(*7)を推進し、ふるさとへの愛着を深めるとともに、社会の一員として自らの生き方を主体的に考え、自立していく力を育みます。

＜「学校は楽しい」と実感できる教育の実現＞

これらの教育活動を支えるため、教職員の専門性を生かした指導・支援体制の充実を図るとともに、学びやすく安心して過ごせる学校環境や施設の整備充実を図ります。これらの取組をとおして、生徒が「学校は楽しい」と実感できる教育の実現を目指します。(図2参照)

(*1)オンラインで実施する心理アンケート「WEB QU」をもとに、学級の現状を見取り、児童生徒が安心して過ごし、互いを認め合いながら学べる学級を目指す取り組み。

(*2)生徒や教職員が安心して関わり合える、温かな人間関係を大切にしたい学校運営。

(*3)児童生徒が学習の主体となり、自ら考え、他者に対話しながら、知識・技能を活用して思考を深めること。

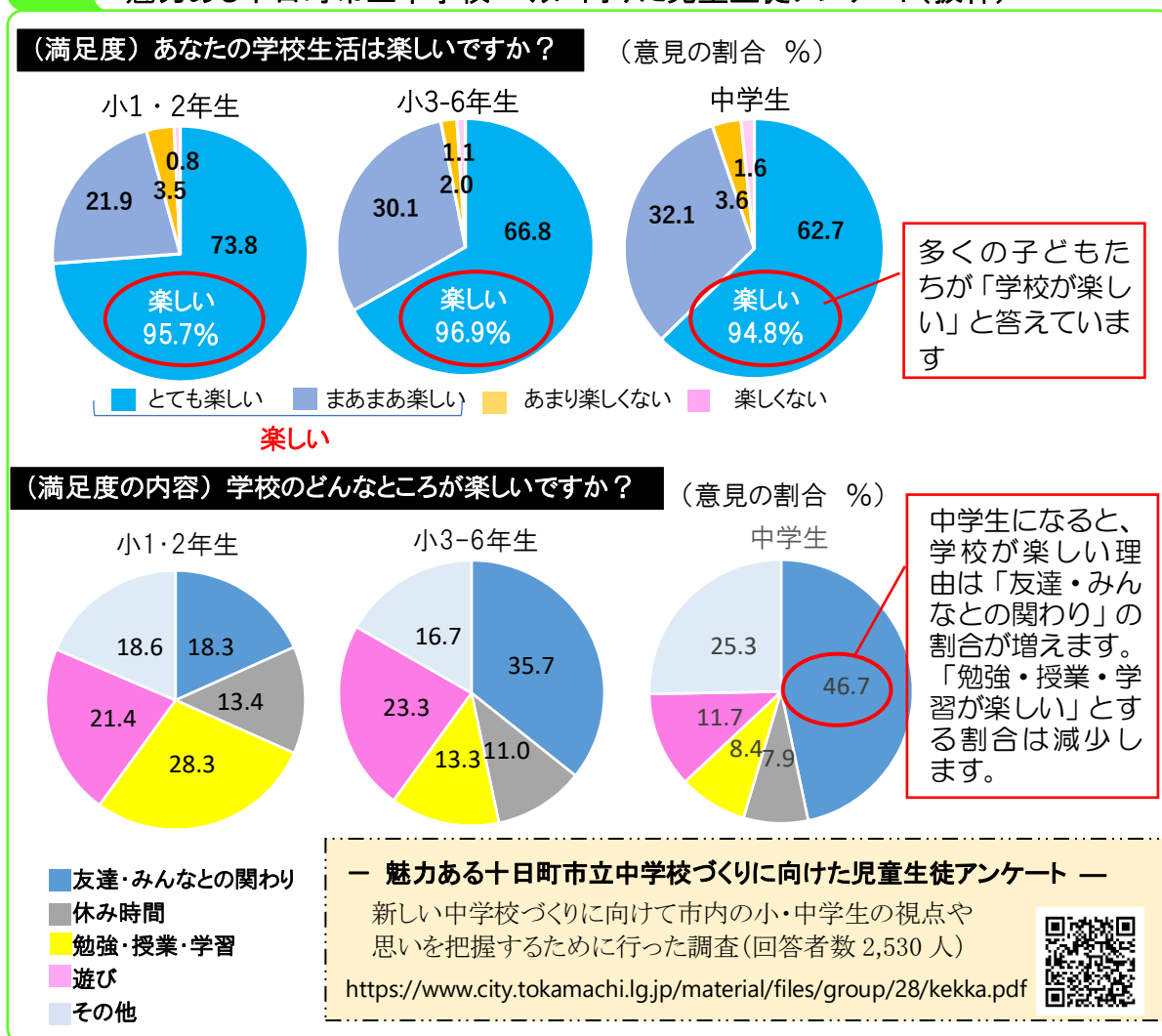
(*4)児童生徒一人ひとりの理解度や興味に応じて、学習の内容や方法を整えながら学べるようにすること。

(*5)障がいの有無、国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育。「障害者の権利に関する条約」で位置づけられている。

(*6)一人ひとりの状況に応じて必要となる支援や配慮。

(*7)将来の生き方や働き方を考え、自立する力を育む教育。

図2 魅力ある十日町市立中学校づくりに向けた児童生徒アンケート(抜粋)



3 多様な学びの充実

(1) 授業づくりに関する取組

①主体的・対話的で深い学び等の推進

十日町市では、生徒一人ひとりが学ぶ意味を自覚し、自ら課題を見だし、仲間や社会との関わりの中で思考を深めながら学び続ける力の育成を図っています。

このため、授業においては、生徒が学習への見通しを持って粘り強く取り組み、振り返りをおして次の学習や自己の成長につなげる主体的な学びを重視します。また、生徒同士の協働的な活動における対話や地域社会の様々な人材との関わりをおして多様な考えに触れ、自らの視野を広げながら理解を深める「対話的な学び」を推進します。

さらに、知識の習得にとどまらず、それらに関連付けて理解を深め活用する「深い学び」と、課題解決や新たな価値の創造につなげる「探究的な学び」を実現することにより、これからの社会を主体的によりよく生きるために必要な資質・能力の育成を図ります。(図3参照)

②個別最適な学びと協働的な学び

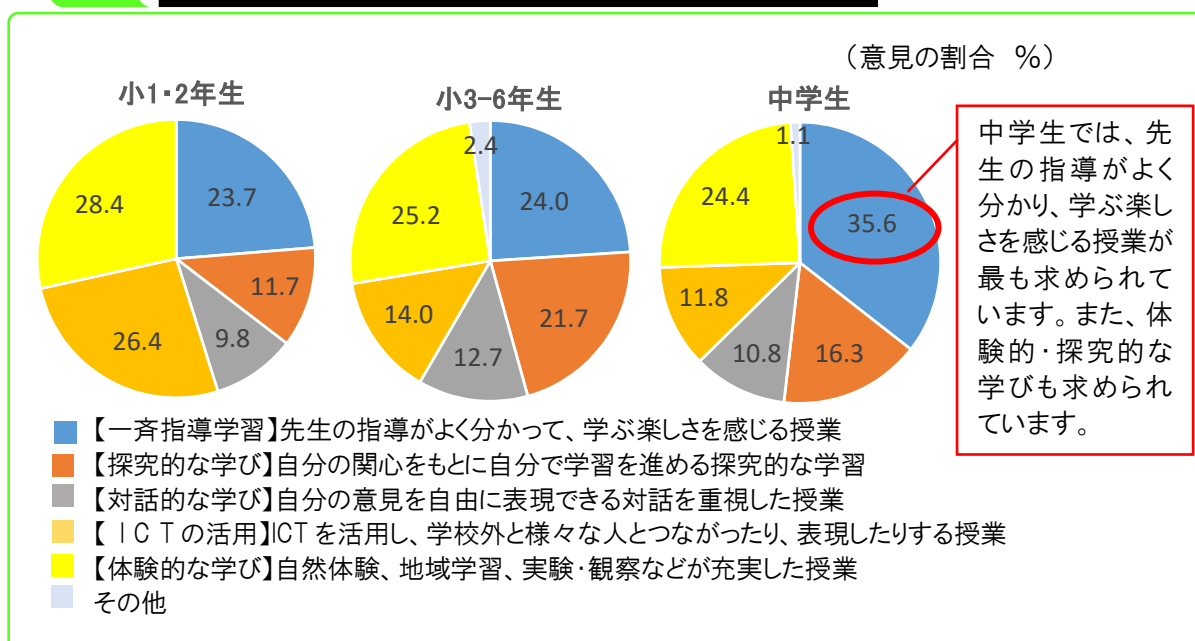
十日町市では、生徒一人ひとりの興味・関心や理解の状況、学習の進度に応じたきめ細かな支援を行う「指導の個別化」を推進します。また、生徒が自らの興味・関心等に基づき、自己調整しながら学びを深める「学習の個性化」も重視することで、「個別最適な学び」の充実を図ります。

その実現に当たっては、ICT(情報通信技術) (*8)を効果的に活用し、学習履歴の活用や教材の多様化、学びの見える化(*9)を進めます。また、指導体制の充実と学習環境の整備により、すべての生徒が安心して学びに向かうことができる環境を整えます。

異なる考えを持つ仲間との協働的な学びを重視し、対話や協働作業をとおして相互理解を深め、新たな気付きや価値を生み出す学習活動を推進します。

これらを一体的に進めることで、互いに高め合う学びを実現し、社会の中で主体的に協働できる力の育成を図ります。

図3 (学習内容) 学校でどんな学習や授業がしたいですか？ アンケート(抜粋)



(2)多様な学びを支える教育体制・重点的な取組

①小中一貫教育の推進

十日町市では、少子化の進行や学校の小規模化、学力低下や不登校などの教育課題に対応し、すべての子どもが安心して成長できる教育環境を実現するため、義務教育9年間を見通した小中一貫教育(*10)を推進しています。

今後も小学校から中学校への円滑な接続を図り、発達段階に応じた連続性のある学びを保障するとともに、教職員の協働による指導体制の充実や生徒指導・教育相談の一体的な取組を進めます。

(*8) パソコン・タブレット、インターネットなどの情報通信機器やそれに伴うソフトウェア。

(*9) 学習状況や成長を分かりやすく確認できるようにすること。

(*10) 小学校から中学校までをつながりのある教育として進める取組。

また、コミュニティ・スクール(*11)の推進など地域とともに歩んできた本市の教育の特色を生かし、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を小・中学校を通じて系統的(9年間を見通した段階的な学び)・広域的(学区全域を視野に入れた学び)に展開します。

これらの取組を踏まえ、新しい中学校においては、十日町市が目指す教育の姿の実現を図る小中一貫教育の理念を基盤とし、新たな学校に応じた小・中学校の連携の在り方を検討しながら、その充実を図ります。

②特別な支援が必要な生徒の学びの充実とインクルーシブ教育の推進

十日町市は、特別支援学級や特別支援学校など多様な学びの場を整え、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、柔軟で連続性のある支援体制を構築しています。

今後も家庭や関係機関と連携しながら、生徒の状況に適した「個別の教育支援計画」等を作成し、長期的な視点に立った切れ目のない支援を行います。さらに、学習上・生活上の合理的配慮(*12)を基本とし、学習環境の整備や教育支援員の配置などを行うことで、生徒の自立に向けた力を育みます。

そのうえで、障がいの有無等にかかわらず、すべての生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。これにより、生徒が相互理解を深め、多様性を認め合う共生社会(*13)の担い手として成長できる教育環境の実現を図ります。

③キャリア教育の推進

十日町市におけるキャリア教育は、単に進路選択のための指導にとどまらず、生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を理解し、社会との関わりの中で主体的に生き方を考え、将来に向けて必要な資質・能力を育む教育として推進しています。

このため、今後も教科等の学習や学校生活のあらゆる場面をとおして、協働しながら社会に参画する学びを重視します。また、地域や社会と関わる学びをとおして、生徒が社会の一員としての役割を自覚し、働くことや社会に貢献することの意義を実感できる機会を創出します。

さらに、発達段階に応じて、将来を見通しながら自らの進路を選択し実現していく力を育成するため、学校教育全体の中にキャリア教育を位置付け、家庭・地域・関係機関と連携した体系的な取組を推進します。これにより、生徒が自分らしい生き方を主体的に切り拓き、変化の激しい社会においても他者と協働しながら未来を創造していく力を育みます。

4 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備

中学校の再編にあたり、生徒が安心して通い、楽しく学び、将来につながる力を身に付けられるよう、次のとおり教育環境の整備を進めます。

(*11)学校と地域住民が協力して学校運営を進める仕組み。

(*12)一人ひとりが公平に学ぶことができるよう必要に応じて行う配慮や工夫。

(*13)多様な人が互いを認め合いながら共に暮らす社会。

(1)必要な教育体制

まず、ICT・通信環境を整え、学校に限らず自宅や公の施設などでも学べる環境を構築します。これにより、大雪や災害などがあっても学びを継続できる体制を確保するとともに、他地域や多様な人とつながる学習を可能にします。一方で、生徒が安全に情報を活用できるよう、情報モラル教育(*14)の充実を図るとともに、必要に応じて専門的知見を有する専門職や関係機関と連携し、情報受発信に伴う被害の防止や事故の未然防止に努めます。

学校図書館については、読書活動の充実に加え、授業や調べ学習、探究的な学びに必要な資料を提供できるよう、その機能の充実を図ります。十日町情報館等との連携を図り、学校司書等の専門人材を活用し、生徒の読書や学習を支える環境を整備します。

また、すべての生徒が安心できる学校づくりを進めるため、相談しやすい体制や環境づくりを行う一方で、教職員と関係機関が連携し、生徒の状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

(2)必要な学校施設等

校舎や設備については、空調や雪対策、防犯対策を充実させ、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザイン(*15)に配慮した学校施設の整備を進めます。また、教科ごとの教室や自由に使える学習スペースなど、多様な学び方に対応できる教室や体育施設等の整備を検討します。

給食では食育をさらに推進し、地元の食材や食文化を学ぶ機会等を充実させます。あわせて、運動や文化・芸術活動に取り組みやすい環境を整え、心と体の健やかな成長を支えます。

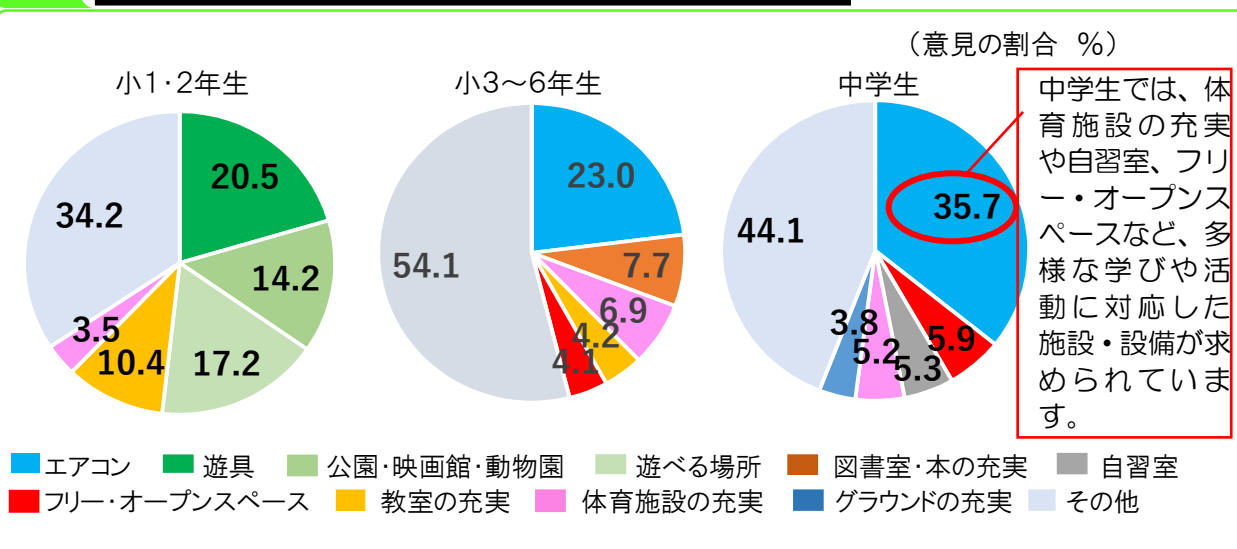
また、環境にやさしい学校づくりを進めるとともに、災害時には地域の避難所として機能する学校施設の整備を図ります。

これらの取組をとおして、すべての生徒が安心して学べる教育環境を整備します。(図4参照)

図4

(施設・設備) 学校にどんな施設や設備があるといいですか？

アンケート(抜粋)



(*14)インターネットなどを安全で適切に利用するためのルールや考え方。

(*15)誰にとっても使いやすいよう工夫された設計。

5 学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等)

新しい中学校においては、教職員が専門性を十分に発揮し、生徒一人ひとりに丁寧に向き合うことができる学校運営の実現を目指します。そのため、働き方改革の視点を踏まえた学校マネジメント(*16)の充実を進めます。

また、学校の適正規模化(*17)の効果を生かし、組織的な校務運営と多様な人材の参画により、教育の質の向上と教職員の働きやすさの両立を図ります。

(1)働きやすく充実した指導ができる体制

教職員が本来の教育活動に専念できるよう、校務の分担と組織的運営を進め、効率的な勤務体制を整備します。

その一環として、ICTの活用や共同学校事務(*18)等の機能強化により事務負担の軽減を進めます。また、部活動の地域展開や授業における外部人材の活用を推進し、教育活動の充実と教職員等の勤務時間の適正化の両立を図ります。

また、地域や社会との連携・協働の体制を整備し、教員が生徒への直接的な指導に集中できるようにします。

(2)やりがいを持って働ける環境づくり

教職員が教育への意欲と誇りを持ち、協働しながら成長し続けられる職場環境の形成を目指します。

そのために、教職員同士が支え合い、学び合う組織文化を育むとともに、授業改善や研究活動に取り組む時間の確保に努めます。また、適切な業務量管理や支援を行い、心身の健康保持とワーク・ライフ・バランス(*19)の向上を図ることで、安心してやりがいを持って働き続けられる環境を整備します。

(3)学びのサポート体制

多様な学びのニーズに対応し、生徒一人ひとりの成長を支えるため、学校内外の専門人材が連携する支援体制を構築します。

その実現に向け、スクールカウンセラー(*20)及びスクールソーシャルワーカー(*21)や特別支援教育支援員等の専門スタッフを配置し、チームとして生徒を支える体制を充実させます。

また、スペシャルサポートルーム(*22)に学習支援員を配置する等の校内支援体制の充実を図り、教室に入りづらさを感じる生徒の居場所や学びの場を確保します。

(*16)学校運営を効果的に進めるための管理や仕組み。

(*17)教育活動が充実するような適切な学校規模。国は、小・中学校とも12学級～18学級を標準としている。

(*18)複数校で事務業務を効果的・効率的に行う仕組み。

(*19)仕事と生活の調和を図る考え方。

(*20)心の悩みについての相談を受け心のケアを行う心理の専門職。

(*21)児童生徒が抱える多様な問題に対し、保護者と関係機関をつなげて支援する専門職。

(*22)教室に入りづらさを感じる児童生徒が、学校とのつながりを保ちながら過ごせる校内の支援スペース。

このように、地域や関係機関との連携を強化し、学習支援、生活支援、進路支援を一体的に推進することで、誰ひとり取り残さない学びの環境を整備します。

6 地域や社会との連携・協働の体制

(1)コミュニティ・スクールの推進

十日町市では、学校だけで子どもを育てるのではなく、地域や社会と力を合わせた「地域とともに歩む学校づくり」を基本としてコミュニティ・スクールを推進し、子どもたちの成長を支える学校を目指しています。

今後はこの取組をさらに発展させ、地域の企業や働く人たちと連携し、職場体験や出前授業などとおして働くことの意味や本市の産業の魅力を学ぶ機会を拡充します。

また、地域の大人や多様な経験を有する人、専門家、卒業生などさまざまな人材と関わることで、教科の学習だけでは得られない経験や考え方に触れ、夢や生き方、人との関わりについて学ぶ機会を充実させます。

さらに、地域の自然や歴史、文化、雪国ならではの暮らしに親しむ学びなど、十日町市の特色を生かした体験的な学習をとおして、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。

これらの取組を進めるに当たっては、保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会(*23)を基盤としながら、学校支援地域コーディネーター(*24)（地域学校協働活動推進委員(*25)等）をパイプ役とした地域学校協働活動(*26)の仕組みを取り入れ、地域と学校との連携・協働による学校づくりを推進します。

(2)地域学校協働活動と交流の場づくり

地域におけるボランティア活動やイベント等への参加をとおして、生徒が地域の一員であることを自覚し、地域社会とのつながりを深める機会の充実を図ります。

こうした地域と学校との連携・協働による活動をとおして、地域全体で子どもを見守り、育てる体制を構築します。あわせて、学校を核とした地域づくりを進め、地域の将来を担う人材の育成や持続可能な社会の基盤づくりにつなげます。公民館や市民センター等の公の施設も活用し、学校外にも学びや交流の場を広げます。

また、放課後や休日においても、子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域と協力して作るほか、防犯や見守り体制を整備します。

スポーツや文化・芸術活動についても、地域の団体や施設と連携し、多様な活動の機会を確保します。加えて、保護者や保育園・小学校とも連携し、成長の節目を大切にしたい切れ目のない支援を行います。

このように、十日町市の中学校では地域とともに学び、支え合いながら、生徒の未来を育む学校づくりを進めます。

(*23)学校運営について地域や保護者が話し合い、地域の声を教育に反映させる組織。

(*24)地域の人材を学校に紹介・派遣したり、活動の調整を行ったりする学校と地域をつなぐパイプ役。

(*25)学校と地域が連携・協働する活動の企画や調整を担う人（社会教育法に規定）

(*26)地域と学校が連携して子どもの成長を支える活動。

7 学校建設や運営における費用対効果の検討(*27)

巻末資料 6 参照

＜施設の老朽化と財政見通し＞

十日町市の中学校施設は、全体の約 7 割が築 40 年以上を経過しており、外壁や屋上防水、設備機器などの老朽化が進行しています。これまで施設の耐震化や必要な修繕を実施してきたものの、今後、安全で快適な教育環境を維持していくためには、大規模改修や長寿命化改修(*28)を計画的に進めていく必要があります。(図5参照)

一方、現在の学校配置のまま施設を維持した場合は、多くの施設において同時期に更新・改修が必要となり、将来にわたり多額の財政負担が継続的に生じることが見込まれます。加えて、近年は建設資材や人件費の高騰により学校施設整備費が上昇しており、整備を先送りするほど将来の負担が一層増大することが懸念されます。

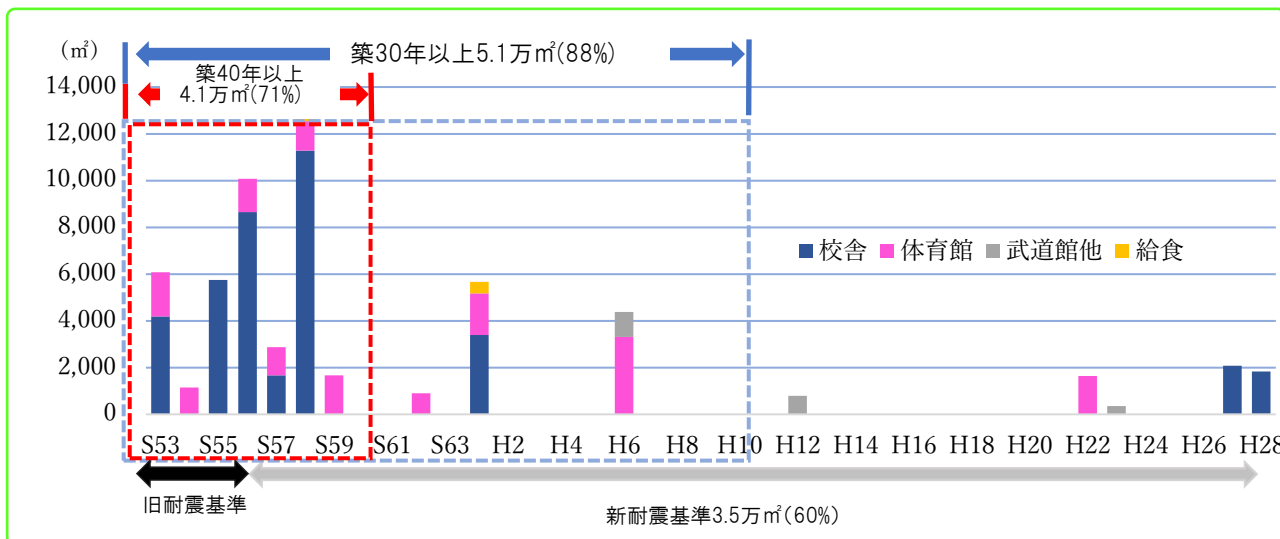
＜学校の適正配置と施設の集約化＞

また、生徒数の減少が進む中、現在の学校配置を維持し続けることは、教育活動の活力や学習環境の充実の面においても課題があります。多様な学びや教育活動を充実させるためには、一定の集団規模の確保と教科センター方式(教科教室型)(*29)等の時代の変化に応じた機能的な施設整備が必要となっています。

このため、本市では、将来の教育環境の質の向上と安定的な財政運営の両立を図る観点から、学校の適正配置と施設の集約化(*30)を進め、学校統合を含めた計画的な施設整備を推進します。

新しい学校施設の整備に当たっては、安全・安心で快適な学習環境の確保を基本とし、主体的・協働的な学びを支える柔軟性の高い空間を整備します。あわせて、長期的な視点に立った維持管理コストの縮減と環境負荷(*31)の低減を実現し、将来にわたり持続可能な学校施設の整備を目指します。

図5 市立中学校の建築年別整備状況



(*27)かけた費用に対してどれだけ効果があるかという考え方。

(*28)建物を長く使えるように行う大規模な改修。

(*29)学級ごとの教室ではなく、教科ごとに専用教室を設けた学校のつくり。生徒が授業ごとに教室を移動する。

(*30)施設や機能をまとめて効率化すること。

(*31)環境に与える影響や負担。

8 新たな中学校の配置

(1) 通学方法

<安全性と地域の実情に応じた通学体制の構築>

本市の中学校の再編にあたっては、すべての生徒が安心して通学し、学びに集中できるよう、安全性・利便性等に配慮した通学環境を整備することを基本とします。

通学手段については、路線バスや鉄道などの公共交通を積極的に活用し、高校生や地域住民と共用できる通学体制の構築を目指します。一方、公共交通のみでは対応が困難な地域については、スクールバスを基本とした通学手段を確保し、駅や中継地点(*32)との接続など、地域の実情に応じた柔軟な運行を行います。

<通学負担の軽減と安全な通学環境への配慮>

通学時間については、「概ね 45 分以内(夏期)」を目安とし、特に遠距離や山間地から通学する生徒の負担軽減に配慮します。冬季における大雪時にも安全な通学を確保するため、待合環境の整備や登校時間の調整、必要に応じた宿泊施設の活用など、実情に応じた対応を行います。

また、自転車や徒歩による通学についても位置づけを明確にし、通学路の安全点検や交通安全指導を継続的・徹底的に実施します。

<通学しやすい学校立地と ICT を活用した学習支援>

学校の立地については、駅や交通拠点との関係を考慮し、通学のしやすさに配慮した立地を選定します。さらに、ICTを活用し、通学・待ち時間を生かした学びの工夫、災害時等におけるオンライン対応等の学習支援を進めます。

これらの取組を進めるにあたっては、交通事業者や地域団体、民間事業者等と連携し、地域全体で支える通学体制の構築を図ります。

(2) 学校立地の選定

巻末資料 7 参照

新しい中学校の配置及び立地の選定に当たっては、将来の生徒数の推移、地域の人口分布、通学環境、財政負担及び安全性等を客観的・総合的(*33)に勘案し、長期的に持続可能な教育環境の確保を基本とします。

<立地選定の基準>

立地の選定に当たっては、次の視点を基本的な判断基準とします。

- ア. 学校教育活動に必要な施設機能を十分に確保できる用地規模を有し、校舎、体育施設、運動場、駐車場、除雪スペース等を一体的に整備可能な適切な面積を有すること。
- イ. 都市計画、農地制度、文化財保護制度等の法令上の規制に適合し、計画的かつ円滑な整備が可能であること。
- ウ. 洪水・土砂災害等の自然災害リスクが低く、地盤の安定性を確保できるなど、安全性が十分に確

(*32)通学時に乗り換えや集合を行う場所。

(*33)偏りなく様々な視点から総合的に判断すること。

図6 プロジェクト委員から提案があった中学校設置位置図



■委員から提案があった地区の意見数

	【十日町西部地区】14 ・十日町駅西側 ・西小学校、西小学校付近 ・下島付近、下島 ・千代田町付近 ※徒歩通学人数 3 km基準の場合…239人 4 km “ …288人 全生徒の平均 …5.131km
	【十日町南地区】7 ・南中学校 ・慈光保育園付近 ・川治（国道117号沿い） ※徒歩通学人数 3 km基準の場合…225人 4 km “ …276人 全生徒の平均 …5.116km
	【水沢地区】6 ・上沼道IC付近、上沼道と市道高山水沢線交差付近 ・大黒沢付近 ・土市駅から新宮付近 ・水沢駅周辺 ・土市（国道117号東側） ※徒歩通学人数 3 km基準の場合…113人 4 km “ …176人 全生徒の平均 …6.207km
	【十日町中央地区】3 ・しんざ駅周辺（十日町中学校付近） ・十日町駅周辺、十日町高校周辺
	【高山地区】3 ・十日町総合高校 ・十日町総合高校あたり
	【吉田地区】3 ・高島付近 ・稲葉、吉田山谷付近、吉田
	【松之山地域】1 ・松之山

	【川西地域】1 ・川西
	【中里地域】1 ・中里
	【松代地域】1 ・松代

※再編年度をR16年度とした場合の生徒数を515人で見込んだ内数

※「全生徒の平均」は、想定した学校設置場所から各生徒の居住集落までの距離を生徒数で加重平均した参考値であり、通学負担の規模感を把握するためのものです。

保されること。

エ. 生徒の通学における安全性及び利便性を確保する観点から、公共交通機関の活用が可能であり、冬期の通学条件にも配慮できること。

オ. 用地取得の実現性及び整備に係る経済性を踏まえ、長期的な財政負担の軽減が図られること。

カ. 周辺環境との調和が図られ、地域資源の活用や地域との連携を促進できる立地であること。

また、本市の人口減少及び人口集積の状況を踏まえ、公共交通の利便性が高く、教育・医療・行政機能等の都市機能(*34)が集積する地域を基本として選定を進めます。加えて、通学距離や通学手段、全市的な均衡、プロジェクト等で示された意見を総合的に考慮し、適切な場所を決定します。

(図6参照)

(3)新しい中学校の学区編成

十日町市立中学校の再編に当たっては、将来にわたり生徒の学びを安定的に保障できる学校規模(各学年3学級以上で5教科の教員複数配置が可能)を確保することを前提条件とします。

<提言における中学校の適正規模・適正配置の考え方>

提言では、中期的視点に立つ適正な配置として「現在の中学校10校体制を維持することは学年単学級の学校や複式学級の学校が生じ、全教科に教員を配置することさえ困難になります。既存校舎の活用や新校舎の建設により全市で新設の中学校を2校または3校とすることで、提言(1)(2)(*35)を実現でき得る各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できます。」と示しています。また、この各学年3学級以上で5教科の教員複数配置が可能となることを前提に、長期的視点に立つ適正な配置として将来的に「中学校は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしい」としています。

<地域の意見と学習環境の確保>

しかしながら、提言を受けた後の地域説明会やプロジェクトでは、「将来的に1校とすることを見据えるのであれば、中期的に2〜3校へ再編するよりも、最初から全市1校を基本とした再編を進めるべき」との意見が多く示されました(*36)。この意見は、生徒の教育環境や施設整備、通学環境の整備などの面から持続可能な学校運営につなげるための合理的判断に基づくものと考えられます。

また、提言では、中期的視点で、(小規模)特認校(*37)や学びの多様化学校(*38)のほか制度が可能となればサテライト校(*39)なども新しい学校の形として検討対象であるとしていました。しかしな

(*34)医療・行政・商業など生活を支える機能。

(*35)あり方検討委員会の提言のうち「(1)十日町市教育大綱及び学校教育の重点の実現を踏まえた学校教育なり方」「(2)学校教育に必要な環境整備の各項で示された事項。巻末資料4 参照」

(*36)市立中学校の再編協議を行うための地域説明会・意見交換会(令和7年2月〜6月)においては、開催した12地区のうち9地区で「将来的に全市1校を目指すのであれば、最初から1校を基本として検討すべき」との意見が示された。また、第6回プロジェクトのグループワークでは、「市立中学校を1校に再編・整備すること」と「2〜3校に再編・整備すること」について意見交換を行い、1校再編に関する意見が37件あった。また、2校以上の再編に関する意見も15件あった。

(*37)豊かな自然環境や少人数の特性を活かした独自の教育を行う学校を、市町村が「特認校」として指定し、学区外からでも入学・転校を認める制度

(*38)不登校など多様な状況に応じた柔軟な教育を行う学校。

(*39)本校と連携しながら小規模に運営する学校。公立小・中学校においては、法の規定はない。

がら、学校規模が小さくなり複式学級(*40)が発生する場合には、教科ごとの専門教員を十分に配置することが難しくなり、すべての教科において専門的な指導を受けられる体制を確保することが困難となる可能性があります。

＜児童生徒の意見と中期的な再編方針＞

さらに、児童生徒アンケート(*41)では、「学校でやりたいこと」として「友だち関係を広げたり深めたりすること」や「学力を伸ばすこと」への意見が多く寄せられました。多様な仲間と関わりながら互いに学び合う環境や教科ごとに複数の教員が関わるなど専門性を生かした体制のもとで質の高い授業を受けられる環境は、こうした子どもたちの願いに応えるうえでも不可欠です。(図7参照)

これらのことを踏まえ、新しい中学校の学区編成については、将来を見据えた教育環境を整える観点から、提言において中期的視点として考慮されていた 10 年後を目途に、全市で1校に再編することを基本としながら学びの特性(*42)を考慮したうえで地域との合意形成を図っていきます。

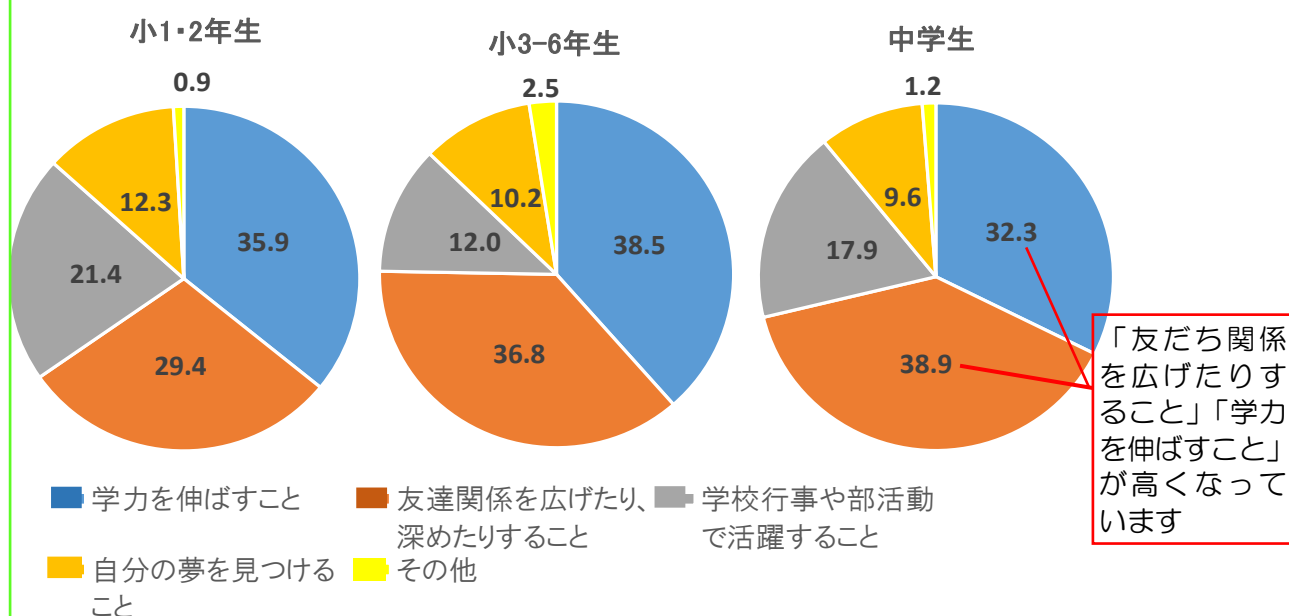
なお、全市1校とする場合には、通学距離が長くなる生徒への対応が必要不可欠です。このため、本市では、公共交通やスクールバスの活用を基本とした通学手段の確保を図るとともに、冬季における生徒の安全確保や負担軽減など、地域の実情に応じた通学環境の整備を進めます。

こうした取組をとおして、子どもたちが多様な仲間と学び合いながら成長できる教育環境を確保するとともに、地域の実情に配慮した通学環境の整備を図り、将来にわたって安定した教育環境の実現を図ります。

図7

(学校への目的) 学校でやりたいことは何ですか？

アンケート(抜粋)



(*40)複数の学年が同じ教室で学ぶ学級

(*41)新しい中学校づくりに向けて小・中学生の視点や思いを把握するために行った調査(回答者数 2,530 人)

(*42)学びの多様化学校や地域資源を生かした特色ある教育または、他校では得がたい体験的・探究的な学びなど、生徒が学びたいと感じ市内外からも選ばれる魅力ある教育を継続的に実践できる学校。

9 結びに（新しい中学校づくりを進めるにあたり）

新しい中学校づくりは、将来の十日町市の教育環境を形づくる重要な取組です。生徒一人ひとりが多様な仲間と関わりながら学び、自分の可能性を広げていくことができる学校を実現するためには、教育内容の充実とともに、それを支える教育環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

このため、本方針に基づく取組については、児童生徒や保護者、地域の理解と協力のもとで進めることを基本とし、説明や情報発信を丁寧に行いながら合意形成に努めます。

また、学校施設の整備や通学環境の確保、教育活動の充実などについては、関係機関とも連携しながら段階的かつ計画的に推進します。なお、再編後の空き校舎や校地についても地域との話し合いのもとに活用方法を検討していきます。

十日町市では、本方針のもと、子どもたちが安心して学び、自分らしく成長できる魅力ある学校づくりを進め、地域とともに未来を担う人材を育む教育環境の実現を目指していきます。

【巻末】

＜参考資料＞

1	第三次十日町市総合計画 前期基本計画(p62～p67)		5	十日町“みんなの学校”プロジェクト 会議開催状況	
2	十日町市教育大綱		6	学校施設の現状と施設整備に係る費用等について	
3	十日町市学校教育の重点		7	新しく学校を建設する場合の立地の検討	
4	十日町市立中学校のあり方 検討委員会 提言				

十日町“みんなの学校”プロジェクト設置要綱

十日町“みんなの学校”プロジェクト委員名簿

十日町“みんなの学校”プロジェクト開催経過・協議内容

十日町“みんなの学校”プロジェクト配布資料

○十日町“みんなの学校”プロジェクト設置要綱

令和7年6月20日

教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 十日町市立中学校のあり方検討委員会から提出された提言を尊重し、将来に向けた新しい魅力ある十日町市立中学校づくりの検討を行うため、十日町“みんなの学校”プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(令7教委告示21・一部改正)

(所掌事項)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 将来に向けた学びの環境に関すること。
- (2) 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

(令7教委告示21・一部改正)

(組織)

第3条 プロジェクトは、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 小学生、中学生及び未就学児の保護者
- (4) 学校等関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) その他教育長が必要と認める者

2 委員の人数は、50人以内とする。

(令7教委告示21・一部改正)

(座長及び副座長)

第4条 プロジェクトに座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、プロジェクトを代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(令7教委告示21・一部改正)

(部会)

第5条 プロジェクトに、必要により部会を設置することができる。この場合において、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(令7教委告示21・一部改正)

(会議)

第6条 プロジェクトの会議は、座長が招集し議長となる。ただし、最初に招集される会議は教育長が招集する。

2 プロジェクトの会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 プロジェクトは、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又はプロジェクトの会議に出席させて説明を求めることができる。

4 プロジェクトの会議は、座長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(令7教委告示21・一部改正)

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日からプロジェクトが所掌事項を達成し解散する時までとする。

(令7教委告示21・一部改正)

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、教育総務課において行う。

(令7教委告示21・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事項を達成した日に、その効力を失う。

附 則 (令和7年9月29日教委告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

十日町”みんなの学校”プロジェクト委員名簿 (敬称略)

No.	所属・推薦団体等	氏 名	
1	新潟大学教職大学院	雲尾 周	座長
2	十日町地域振興連合会	楯澤 伸司	
3		馬場 久美子	
4		太田 隆史	
5	高山地区振興会	古澤 了	
6		永井 智恵美	
7		桑原 留美子	
8	十日町西部地区振興会	根津 明義	
9		久保田 果奈子	
10		滝沢 正人	
11	十日町南地域自治振興会	竹内 智保	
12		福崎 裕一	
13		斉喜 ゆかり	
14	中条飛渡地域協議会	福島 美佳	
15		春川 三奈	
16		池田 智美	
17	大井田地区振興会	池田 恭子	
18		丸山 康之	
19		高橋 政則	
20	吉田地域自治振興会	児玉 康子	
21		佐藤 幸治	
22		山口 洋樹	
23	下条地区振興会	長谷川 吉徳	
24		佐藤 和人	
25		西本 真実	
26	水沢地区振興会	富井 友香	
27		上村 奈都子	
28		村山 竜平	
29	川西地域振興会	櫃間 英樹	
30		南雲 要子	
31		樋口 亮	
32	中里地域まちづくり協議会	上村 宣人	
33		齋喜 理恵	
34		山田 智美	
35	まつだい地域振興会	瀬沼 伸彦	
36		武田 篤	
37		高橋 真梨子	
38	松之山自治振興会	平本 大輔	
39		相澤 美紗子	
40		佐藤 美保子	
41	十日町市中魚沼郡中学校長会	山本 平生	
43	十日町市立中学校教職員	瀧澤 慶太	
42	十日町市中魚沼郡小学校長会	大島 一英	
44	十日町市立小学校教職員	金子 美奈子	
45	十日町市コミュニティ・スクール推進協議会	岩田 雅己	
46	十日町市コミュニティ・スクール推進協議会	志賀 義雄	
47	十日町市PTA連合会	重野 敦志	
48	十日町市子ども・子育て会議	高野 庸子	
49	十日町市地域クラブ活動推進委員会	庭野 明氏	副座長
50	十日町市社会教育委員	山田 寛子	

十日町“みんなの学校”プロジェクト開催経過・協議内容

回	実施日・会場	内 容
1	8月28日(木) 千手中央 コミセン	委嘱状の交付、検討会の名称決定、正・副座長選任 議事(1)新しい市立中学校をつくる検討会設置要綱 (2)検討会の進め方 (3)検討事項及び会議日程等 (4)事前配布資料の説明
2	9月29日(月) 保健センター	グループワーク テーマ1：育てたい子どもの姿(生徒の育成像) テーマ2：新しい学校で大切にしたい教育
3	10月29日(木) 千手中央 コミセン	①資料説明：学校施設の現状と施設整備に係る費用等 ②グループワーク テーマ：目指す教育の姿の実現に必要な学校施設・設備 または、新しい学校に必要な学校施設・設備
4	11月25日(火) 保健センター	①グループワーク テーマ1：地域や社会との連携・協働体制のあり方 テーマ2：通学条件・方法
5	12月15日(月) 千手中央 コミセン	①資料説明：新しく学校を建設する場合の立地の検討 ②グループワーク テーマ：学校立地の候補地
—	12月	児童生徒へのアンケート実施（回答者2,530人）
—	1月22日(木)	まつのやま学園視察（参加委員3人）
6	1月26日(月) 千手中央 コミセン	①資料説明：児童生徒へのアンケート結果(速報) 十日町市が進める「居心地のよい学級づくり」 ②グループワーク テーマ：学校立地の候補地(2)
—	1月27日(火)	長岡市立東中学校視察（参加委員12人） ※県内で先進的な教科教室型の学校
7	2月25日(水) 千手中央 コミセン	①資料説明 「魅力ある十日町市立中学校づくり方針(たたき台)」について ②グループワーク テーマ： 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針(たたき台)の検討
8	3月30日(月) 千手中央 コミセン	①視察報告：まつのやま学園、長岡市立東中学校 ②グループワーク テーマ： 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針(たたき台2)の検討
9	4月27日(月) 千手中央 コミセン	①資料説明：「十日町市 学校教育の重点」の説明 令和8年度中学校区ごとの子どもの人数の推移 ②グループワーク テーマ： 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針(たたき台3)の検討
10	5月25日(月) 千手中央 コミセン	①グループワーク テーマ： 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針(素案)の検討
11	6月22日(月) 千手中央 コミセン	①グループワーク テーマ： 魅力ある十日町市立中学校づくりの方針(素案)のまとめ

十日町“みんなの学校”プロジェクト配布資料

●十日町市立中学校のあり方についての提言(1)

●国の制度等資料(10)

- ・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（出典：文部科学省資料）
- ・通学距離・通学時間の考え方（出典：文部科学省資料 手引きより）
- ・学校規模によるメリット・デメリット（出典：文部科学省資料・中央教育審議会資料）
- ・学習指導要領（出典：文部科学省資料）
- ・学習指導要領改訂の方向性／主体的対話的で深い学びとは（出典：文部科学省資料）
- ・次期学習指導要領に向けた論点整理(素案)（抜粋）（出典：文部科学省資料）
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【概要】＜出典：文部科学省資料・中央教育審議会＞
- ・「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議議論のまとめ 概要（出典：文部科学省資料）
- ・「人生 100 年時代の社会人基礎力」の概念（出典：経産省資料）
- ・未来人材ビジョン（出典：経産省資料）

●法令関係資料(3)

- ・学級数による教職員の配置基準・体制等
- ・学区外就学の許可基準
- ・義務教育学校と小中一貫校

●市教育関係資料(29)

- ・市立中学校の施設・設備の整備状況一覧
- ・学校の教育目標等の学校概要
- ・休日の部活動の地域展開
- ・コミュニティ・スクールとは
- ・十日町市の小中一貫教育
- ・学力向上に向けた主な取組
- ・主ないじめ対応の取組み
- ・主な不登校対応の取組み
- ・十日町市の特別支援教育
- ・学校を建設する場合に想定される基本的な流れ
- ・十日町市中学校生徒数の推移と見込み
- ・十日町市学校教育のめあて
- ・十日町市教育大綱
- ・中学校の学区再編協議を行うための地域との意見交換会での主な意見
- ・新しい中学校づくりに向けて参考となる先進的な学校例
- ・十日町市移住・定住施策（抜粋）
- ・徳島県デュアルスクールの取組み（出典：徳島県ホームページより）
- ・学校施設の現状と施設整備に係る費用等について
- ・十日町市立中学校の再編素案（イメージ）
- ・第三次十日町市総合計画 基本構想(案)／地域別の振興方針
- ・十日町市立中学校の特色ある主な施設等
- ・新しく学校を建設する場合の立地の検討
都市計画区域・農業振興法農用地区域、土砂災害ハザードマップ、スクールバス等運行状況
- ・令和 8 年度の中学校区内の出生年度ごとの子どもの人数(参考)
- ・魅力ある十日町市立中学校づくりに向けた 児童生徒アンケート ＜結果＞
- ・十日町市が進める「居心地のよい学級づくり」
- ・新しく中学校を建設する場合の用地候補地(エリア)評価【概略】
- ・方針(たたき台)へのグループワーク・児童生徒アンケート意見の反映
- ・視察報告(まつのやま学園、長岡市立東中学校)
- ・十日町市学校教育の重点(令和 8 年度)